

管理栄養士必置施設の指定基準

根拠	健康増進法施行規則第7条	特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について (令和2年3月31日付け厚生労働省通知)	
一 号 施 設	病院、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「病院等」）に設置される特定給食施設であって、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの	(1) 許可病床数 300床以上（提供食数が左記未満の場合も該当） (2) 入所定員300人以上（同上） (3) 病院等を含む複数の施設を対象に食事を供給する特定給食施設については、当該病院等の許可病床数（入所定員）の合計が300床（人）以上である場合	
二 号 施 設	管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする右記に記載する特定給食施設であって継続的に1回500食以上又は1日1500食以上の食事を供給するもの	<b>児童福祉施設</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳児院</li> <li>・ 児童養護施設</li> <li>・ 福祉型障害児入所施設</li> <li>・ 児童心理治療施設</li> <li>・ 児童自立支援施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉法第37条</li> <li>・     "     第41条</li> <li>・     "     第42条の1</li> <li>・     "     第43条の2</li> <li>・     "     第44条</li> </ul>
		<b>社会福祉施設</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救護施設及び更生施設</li> <li>・ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム</li> <li>・ 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設</li> <li>・ 障害者支援施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活保護法第38条</li> <li>・ 老人福祉法第5条の3</li> <li>・ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法 第11条第1項</li> <li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条第11項</li> </ul>
		<b>事業所等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所</li> <li>・ 寄宿舍・寮</li> <li>・ 矯正施設</li> <li>・ 自衛隊</li> <li>・ 一般給食センター 等</li> </ul>	
二 号 施 設 と み な さ れ る もの	<p>1 複数施設を対象に食事を供給する特定給食施設については、上記一号施設(3)を除き、一号施設又は二号施設の対象となる施設種別である施設に供給する食事数の合計が1回500食以上又は1日1500食以上であるもの</p> <p>2 その他、社会福祉施設等に食事を供給する特定給食施設</p> <p>① 法21条第1項の指定の対象施設となる特定給食施設が、法令等により栄養士を必置とされている複数の社会福祉施設及び児童福祉施設に限り食事を供給するものにあつては、それぞれの社会福祉施設等に配置されている栄養士が各施設において栄養業務を行っていることに鑑み、一の社会福祉施設等に供給される食事数が1回500食以上又は1日1500食以上となるもの</p> <p>② 特定給食施設が複数の施設に食事を供給する場合であつて、当該供給先の施設に法令等により栄養士を必置としない施設を含むときは、特定の対象者に継続的に食事を供給し、一号施設又は二号施設の対象となる施設種別である施設に供給される食事数が1回500食以上または1日1500食以上となる場合。ただし、供給先の施設を特定給食施設等として把握し、個別に管理する場合には、食数から除外することとし、重複することのないようにすること。</p> <p>③ 事業所等に対し食事を供給する特定給食施設にあつては、当該給食施設により事業所等に供給される食事が主として事業所等に勤務又は居住する者により喫食され、かつ、事業所等で勤務又は居住する者の概ね8割以上が当該給食施設で供給する食事を喫食するものであつて1回500食以上又は1日1500食以上供給するもの</p>		

\*① 二号とみなされるもののうち、病院等に対し1回に供給する食数については、供給食数の実績ではなく、許可病床数又は入所定員数（1日に供給する食事数については、許可病床数又は入所定員の3倍の数）として取り扱うものとする。

\*② 管理栄養士配置とは、該当施設に管理栄養士を常時配置することであり、原則として、設置者が直接管理栄養士を雇用しなければならない。  
なお、二号施設のうち、事業所、寄宿舍・寮については設置者による直接雇用ではなく委託会社により「常勤であり当該施設の栄養管理業務に専従」する者として配置されている場合も、管理栄養士配置とみなす。